

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき熊本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与等及び勤務時間その他の勤務条件について定めるものとする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料月額を、<u>772,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第9条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき熊本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与等及び勤務時間その他の勤務条件について定めるものとする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料月額を、<u>715,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第9条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。